



第 7 第 2 号

令和 7 年 6 月 25 日

つくば市議会議長 黒田 健祐 様

生活保護業務等の不適正な事務処理に関する
第三者委員会による調査・検証を求める陳情

陳情者 住所 茨城県牛久市

氏名

連絡先

【陳情趣旨】

昨日（令和 7 年 6 月 24 日）請願審査特別委員会が開催され、「つくば市生活保護業務の適正化を求める請願書」が誠に残念ながら不採択となりました（※）。

問題の真相究明を求めた請願に対し、同月 23 日公表された「生活保護業務等の不適切な事務処理に関する報告書」で十分とする議員の意見が多くを占めたためですが、同報告書は**業務のわかる私たちが読めば非常に不十分で不誠実と言わざるを得ない内容で、第三者による徹底的な調査が必要であることを強く感じさせるものでした。**

つきましては、改めて、生活保護業務等の不適正な事務処理に関する第三者委員会による調査・検証を求めます。

以下に、報告書の問題点（再調査が必要な理由）の一例を挙げます。

（※23 日記者会見が遅くとも 6 月 8 日までには決定していたわけで、委員会前の報告書配布も一部会派委員のみならず全委員にしていれば、昨日の委員会での議論も、報告書の精査もより粒度高くできたとは思いますが、その是正は本題ではないので割愛します。）

【陳情事項】

1. 調査主体が不明確で調査対象・調査項目の選択が限定的かつ恣意的であり（私は聞き取り調査をされてない）、各項目の（１）概要・要因と（４）考察・結論の差異がないなど報告書という形としても不十分である。（そもそも「誰」の考察かも不明。）
2. 「５ 重度障害者加算の誤認定について」（P24）を例にとると、
 - （ア）（３）結果事実と（４）考察・結論が結びついていない。なぜ「誤認定分の返還を求めない指示」（P27）について調査していないのか。なぜ調査をしていないのに考察・結論が書けるのか。
 - （イ）上記指示の記載が仮に事実だとして、①なぜ他の事案はケース診断会議を経て返還決定しているのに、**重度障害者加算だけ**ケース会議すらしなかったのか。
 - ②なぜそのような明確な理由で指示したのにケース記録（全世帯）がないのか。
 - ③なぜ対象６世帯のうち５世帯の担当者にしか周知をしなかったのか。④なぜ『解釈の変更があったから加算の削除だけで返還は求めなくていい』と指示を受けたから（削除だけした）」と記憶している職員がいるのか。
3. 「６ 不適切な債権管理による国庫負担金への未算定について」（P29）では、
 - （ア）（１）概要・要因で「債権管理事務として国庫負担金の算定基準を満たすには不十分であったため、請求できないと判断し、（中略）国へ請求していなかった」とあるが、（３）社会福祉課管理職への調査によれば「不納欠損分を国庫負担金に算定できることを知ってい」たのは０人で、「算定しないことが引き継がれていた」と複数が回答している。さらには福祉事務所長及び副事務所長は「不納欠損分を国庫負担金に算定できること」すら知らなかった（P32）ので、誰が「判断」（P29）したのだろうか。いや、誰か「判断」したのだろうか。調査結果を文字通りに「考察」するならば、前例踏襲で慣習的に不適正を繰り返していただけないだろうか。そしてそれを**組織的問題**と呼ぶのではないか。

(イ)「債権管理事務として国庫負担金の算定基準を満たすには不十分であった」

(P29) は結果論のように書いてあるが、L 職員の証言 (P31) では、債権管理事務が不十分なのは管理職からの指示があったからと読める。「不十分」が先か、「算定しない」慣習が先か。またそれはいつからか。検証が不十分である。

(ウ) 係長や経理担当者の一部は「算定できること」と「算定基準」は知っていた (P31) のに対応しなかったのはなぜか。それは「過剰な業務負担」(P4) のせいなのか、上司に申し出ても「不適切であると知っていながら黙認」(P14) されると思う「雰囲気」(P2) があったのか。なぜその調査・検証・考察がないのか。

(報告書前半で多用される「雰囲気」とは具体的に何か指すのか。「雰囲気」＝組織ではないのか。「雰囲気」の原因について考察がないのはなぜか。)

4. 「7 生活保護費の不適切な取扱い及び虚偽の報告について」の調査 (P36) で、県監査に福祉事務所として対応しているのに、決裁権者でもある、福祉事務所長及び副福祉事務所長が調査対象となっていないのかなぜか。決裁に責任はないのか。
5. 以上が報告書の問題点の一例です。不適正が年度を越えて引き継がれ、管理職から虚偽の指示があったにも関わらず、「(組織の) 体質とは考えていない」、「管理職に問題があった」(23 日記者会見・根本部長) とのこと、令和 4 年度から福祉事務所長でありながら、障害者加算の要件を「令和 6 年 2 月」(P17) まで知らず、報告書で「主犯」のように扱われている B 課長を令和 4 年度評価し次長に引き上げた、H 所長として、ご自身の責任を重く感じて深い反省からの言葉とは推察しますが、客観的に見て組織的問題です。(個人の処分で終わらせることは望んでいません。)
6. また、不適正そのものの問題と、不適正が表面化するまで (そして今も現在進行形の) 組織的隠ぺいの問題は別個であり、後者については一切調査されていません。どうして職員が請願するにまで至ったのか。公平公正な第三者による客観的かつ徹底的な調査・検証をお願いします。(報告書の問題点は次回請願までにまとめます。)